

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和元年5月16日 10時00分ごろ |
| 発生場所 | 滋賀県彦根市多景島北東方沖 多景島四等三角点から真方位042°800m付近 (概位 北緯35°18.1′ 東経136°11.1′) |
| 事故の概要 | ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年5月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.6m） |
| 船舶番号、船舶所有者等 | なし、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船外機に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、操縦者及び同乗者が共に救命胴衣を着用して乗り、引き釣り中、左舷側の竿に魚がかかったので竿を巻き上げようとして両人が共に座った状態で左舷側へ移動したところ、船体が左舷側に傾斜し、乾舷を越えて水が入り、転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、携帯電話で110番通報し、警察から依頼を受けた消防署員に救助された。</p> <p>本船は、警備艇にえい航された。</p> |
| 分析 | 本船は、航行中、操縦者及び同乗者が共に左舷側へ移動した際、重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に傾斜し、乾舷を越えて水が入り、転覆したものと推定される。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、航行中、操縦者及び同乗者が共に左舷側へ移動した際、重心が左舷側に偏ったため、左舷側に傾斜し、乾舷を越えて水が入り、転覆したものと推定される。 |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、船体の幅が狭く傾きやすいので、片舷に重量が寄らないようにすること。 ・サイドフロートを装着することが望ましい。 |